

三重県震度情報システムの管理運用に関する協定書

三重県（以下「甲」という。）と鈴鹿市（以下「乙」という。）とは、三重県震度情報システムの管理運用について、次のとおり協定を締結する。

（配備目的）

第1条 大規模地震における震度情報を早期に収集し、その震度情報に基づき被害地域の推定を行い、防災関係機関の初動活動や、県と消防庁とのネットワーク化で広域応援体制を迅速に実施するため、甲は乙に三重県震度情報システムの観測設備（以下、「観測設備」という。）を配備する。

（機器構成）

第2条 観測設備は、計測震度計計測部、計測震度計処理部等の各機器で構成する。

（財産管理）

第3条 甲が観測設備を配備するにあたっては、乙との間で県有財産使用貸借契約を締結するものとする。

（管理）

第4条 観測設備の管理は乙が行い、精密機器のため取扱いには十分注意するものとする。

（保守点検）

第5条 観測設備の保守点検は、原則年2回行うものとし、その費用は甲が負担する。

（管理運用費用）

第6条 観測設備の管理運用に必要な経費については、甲と乙でそれぞれ次のとおり負担するものとする。なお、下記に該当しない経費については、別途協議して決定するものとする。

（1） 甲の負担

ア 保守点検費用（業者委託による点検に要する費用）

イ 修理代

（ア） 回線が中断し運用が出来なくなった場合

（イ） 回線の能率が低下して運用に適しなくなった場合

（ウ） 機器の故障が検出された場合

(2) 乙の負担

- ア 管理運用に必要な人件費
- イ 管理運用に必要な電気代、ロール紙代
- ウ 回線使用料
- エ 乙の都合により観測設備を移設する場合、移設に必要な費用

(配備の廃止)

第7条 観測設備を廃止する時は、甲、乙協議のうえ廃止手続を行うものとする。

(その他)

第8条 この協定の定めない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

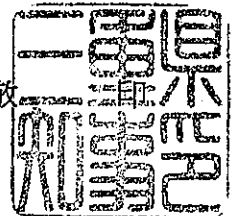
(旧協定書の廃止)

第9条 本協定書の締結をもって平成9年11月4日に甲と乙で締結した「三重県震度情報ネットワークシステムの管理運用に関する協定書」を廃止するものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 3年 4 月 1 日

甲 津市広明町13番地
三重県
三重県知事 鈴木 英 敬



乙 鈴鹿市神戸一丁目18番18号
鈴鹿市
鈴鹿市長 末松 則 子

